

頁	現行	改定案	備考
技-64 技-65	<p><b>技術基準編</b>  <b>第4章 公共の用に供する空地に関する基準</b>  <b>第2節 公園、緑地及び広場</b>  <b>2 公園等の設置 (政令第25条第6号、政令第25条第7号、省令第21条、条例第30条)</b>                      (1)・(2) (略)                      (3) 公園等の有効面積                      公園等として有効に利用できない次に掲げる土地を含む場合は、当該土地の面積を除外して、必要な面積を確保すること。                      ア 地表面が水平面に対して20度を超える角度をなす造成<sup>〇〇</sup>法面                      イ 擁壁(天端を除く。)及び公園等の外周に設けられる擁壁の下端の土地                      ウ 幅が10メートル未満の土地                      (以下略)</p>	<p><b>技術基準編</b>  <b>第4章 公共の用に供する空地に関する基準</b>  <b>第2節 公園、緑地及び広場</b>  <b>2 公園等の設置 (政令第25条第6号、政令第25条第7号、省令第21条、条例第30条)</b>                      (1)・(2) (略)                      (3) 公園等の有効面積                      公園等として有効に利用できない次に掲げる土地を含む場合は、当該土地の面積を除外して、必要な面積を確保すること。                      ア 地表面が水平面に対して20度を超える角度をなす造成<sup>〇〇</sup>法面                      イ 擁壁(柵を建て込む場合は天端を除く。)及び公園等の外周に設けられる擁壁の下端の土地                      ウ 幅が10メートル未満の土地                      (以下略)</p>	<p>現在の運用に則した記載に変更。</p>
技-67	<p><b>5 公園の出入口 (法第33条第1項第2号、省令第25条第1号)</b>                      利用者の便宜を図るため公園の出入口は、次のとおりとすること。                      (1) 出入口の数は、<u>公園の面積が1,000平方メートル未満の場合にあっては2、1,000平方メートル以上の場合にあっては2以上とすること。</u>                      (以下略)</p>	<p><b>5 公園の出入口 (法第33条第1項第2号、省令第25条第1号)</b>                      利用者の便宜を図るため公園の出入口は、次のとおりとすること。                      (1) 出入口の数は<u>2以上とすること。</u>                      (以下略)</p>	<p>小規模公園の利便性等への配慮のため、出入口数の規定を変更。</p>
技-68	<p><b>6 公園利用者の安全を図るための措置 (省令第25条第2号、条例第31条)</b>                      利用者の安全を図るため、次の措置を講ずること。                      (1)・(2) (略)                      (3) 出入口には車止めを設け、出入口以外の公園の周囲には柵を設置すること。</p>	<p><b>6 公園利用者の安全を図るための措置 (省令第25条第2号、条例第31条)</b>                      利用者の安全を図るため、次の措置を講ずること。                      (1)・(2) (略)                      (3) 出入口には車止めを設け、出入口以外の公園の周囲には柵を設置すること。<u>ただし、市長が公園の管理上及び利用者の安全上支障がないと認めるときは、この限りでない。</u></p>	<p>安全が確保されている箇所については必ずしも柵を設ける必要はなく、また柵に替わる施設も場合によっては可能とするため、ただし書きを追加。</p>

「横浜市開発事業の調整等に関する条例の手引」 新旧対照表 (傍線は改定箇所)

頁	現行	改定案	備考																																																														
4	<p>第1編 概要</p> <p>2 所管窓口及び添付図書一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>様式</th> <th>窓口</th> <th>部数</th> <th>添付図書等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>開発事業の調整等に関する条例における標識設置届 (第9条) (規則外様式第3号)</td> <td rowspan="5"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街化区域における開発事業 (建築局宅地審査部宅地審査課指導担当)</li> <li>・市街化調整区域における開発事業 (建築局宅地審査部調整区域課指導担当)</li> <li>・大規模な共同住宅の建築 (建築局建築指導部情報相談課相談担当)</li> </ul> </td> <td>3</td> <td>位置図 現況図 公図の写し 土地利用計画図 その他必要な図書 ※17 ページ参照</td> </tr> <tr> <td>開発事業計画書 (第13条) (第3号様式)</td> <td>1</td> <td>委任状(*3)</td> </tr> <tr> <td>再見解書 (第14条) (規則外様式第5号の3)</td> <td>3</td> <td>位置図 現況図 公図の写し 土地利用計画図 標識の写真 その他必要な図書 ※29 ページ参照</td> </tr> <tr> <td>開発事業計画書変更届出書 (第15条及び第20条) (規則外様式第5号の4)</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>開発協議申出書 (第16条) (第6号様式)</td> <td>3</td> <td>標識の写真 変更に係る図書 変更箇所新旧対照図</td> </tr> <tr> <td>開発事業計画の同意基準協議申請書 (第18条) (規則外様式第8号)</td> <td rowspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路状空地 : 道路局路政課 (各区土木事務所)</li> <li>・緑化空地及び斜面地開発行為の緑化 : <u>環境創造局みどりアップ推進課</u></li> <li>・雨水流出抑制施設 : <u>道路局</u>河川管理課</li> <li>・遊水池等 : <u>環境創造局</u>管路保全課 (各区土木事務所)</li> <li>・防火水槽 : 消防局警防課</li> </ul> </td> <td>1</td> <td>委任状(*3) 市長が認める図書</td> </tr> <tr> <td>開発事業計画同意申請書 (第17条) (第7号様式)</td> <td>正1 副1 ± 2 (*2)</td> <td>開発事業計画の概要書 (第7号様式第2面) 位置図 現況図 土地利用計画図 その他基準に応じて必要となる図書 (次頁)</td> </tr> </tbody> </table>	様式	窓口	部数	添付図書等	(略)	(略)	(略)	(略)	開発事業の調整等に関する条例における標識設置届 (第9条) (規則外様式第3号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街化区域における開発事業 (建築局宅地審査部宅地審査課指導担当)</li> <li>・市街化調整区域における開発事業 (建築局宅地審査部調整区域課指導担当)</li> <li>・大規模な共同住宅の建築 (建築局建築指導部情報相談課相談担当)</li> </ul>	3	位置図 現況図 公図の写し 土地利用計画図 その他必要な図書 ※17 ページ参照	開発事業計画書 (第13条) (第3号様式)	1	委任状(*3)	再見解書 (第14条) (規則外様式第5号の3)	3	位置図 現況図 公図の写し 土地利用計画図 標識の写真 その他必要な図書 ※29 ページ参照	開発事業計画書変更届出書 (第15条及び第20条) (規則外様式第5号の4)	1		開発協議申出書 (第16条) (第6号様式)	3	標識の写真 変更に係る図書 変更箇所新旧対照図	開発事業計画の同意基準協議申請書 (第18条) (規則外様式第8号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路状空地 : 道路局路政課 (各区土木事務所)</li> <li>・緑化空地及び斜面地開発行為の緑化 : <u>環境創造局みどりアップ推進課</u></li> <li>・雨水流出抑制施設 : <u>道路局</u>河川管理課</li> <li>・遊水池等 : <u>環境創造局</u>管路保全課 (各区土木事務所)</li> <li>・防火水槽 : 消防局警防課</li> </ul>	1	委任状(*3) 市長が認める図書	開発事業計画同意申請書 (第17条) (第7号様式)	正1 副1 ± 2 (*2)	開発事業計画の概要書 (第7号様式第2面) 位置図 現況図 土地利用計画図 その他基準に応じて必要となる図書 (次頁)	<p>第1編 概要</p> <p>2 所管窓口及び添付図書一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>様式</th> <th>窓口</th> <th>部数</th> <th>添付図書等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>開発事業の調整等に関する条例における標識設置届 (第9条) (規則外様式第3号)</td> <td rowspan="5"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街化区域における開発事業 (建築局宅地審査部宅地審査課指導担当)</li> <li>・市街化調整区域における開発事業 (建築局宅地審査部調整区域課指導担当)</li> <li>・大規模な共同住宅の建築 (建築局建築指導部情報相談課中高層担当)</li> </ul> </td> <td>3</td> <td>位置図 現況図 公図の写し 土地利用計画図 その他必要な図書 ※17 ページ参照</td> </tr> <tr> <td>開発事業計画書 (第13条) (第3号様式)</td> <td>1</td> <td>委任状(*2)</td> </tr> <tr> <td>再見解書 (第14条) (規則外様式第5号の3)</td> <td>3</td> <td>位置図 現況図 公図の写し 土地利用計画図 標識の写真 その他必要な図書 ※29 ページ参照</td> </tr> <tr> <td>開発事業計画書変更届出書 (第15条及び第20条) (規則外様式第5号の4)</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>開発協議申出書 (第16条) (第6号様式)</td> <td>3</td> <td>標識の写真 変更に係る図書 変更箇所新旧対照図</td> </tr> <tr> <td>開発事業計画の同意基準協議申請書 (第18条) (規則外様式第8号)</td> <td rowspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路状空地 : 道路局路政課 (各区土木事務所)</li> <li>・緑化空地及び斜面地開発行為の緑化 : <u>みどり環境局公園緑地管理課</u></li> <li>・雨水流出抑制施設 : <u>下水道河川局</u>河川管理課</li> <li>・遊水池等 : <u>下水道河川局</u>管路保全課 (各区土木事務所)</li> <li>・防火水槽 : 消防局警防課</li> </ul> </td> <td>1</td> <td>委任状(*2) 市長が認める図書</td> </tr> <tr> <td>開発事業計画同意申請書 (第17条) (第7号様式)</td> <td>正1 副1</td> <td>開発事業計画の概要書 (第7号様式第2面) 位置図 現況図 土地利用計画図 その他基準に応じて必要となる図書 (次頁)</td> </tr> </tbody> </table>	様式	窓口	部数	添付図書等	(略)	(略)	(略)	(略)	開発事業の調整等に関する条例における標識設置届 (第9条) (規則外様式第3号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街化区域における開発事業 (建築局宅地審査部宅地審査課指導担当)</li> <li>・市街化調整区域における開発事業 (建築局宅地審査部調整区域課指導担当)</li> <li>・大規模な共同住宅の建築 (建築局建築指導部情報相談課中高層担当)</li> </ul>	3	位置図 現況図 公図の写し 土地利用計画図 その他必要な図書 ※17 ページ参照	開発事業計画書 (第13条) (第3号様式)	1	委任状(*2)	再見解書 (第14条) (規則外様式第5号の3)	3	位置図 現況図 公図の写し 土地利用計画図 標識の写真 その他必要な図書 ※29 ページ参照	開発事業計画書変更届出書 (第15条及び第20条) (規則外様式第5号の4)	1		開発協議申出書 (第16条) (第6号様式)	3	標識の写真 変更に係る図書 変更箇所新旧対照図	開発事業計画の同意基準協議申請書 (第18条) (規則外様式第8号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路状空地 : 道路局路政課 (各区土木事務所)</li> <li>・緑化空地及び斜面地開発行為の緑化 : <u>みどり環境局公園緑地管理課</u></li> <li>・雨水流出抑制施設 : <u>下水道河川局</u>河川管理課</li> <li>・遊水池等 : <u>下水道河川局</u>管路保全課 (各区土木事務所)</li> <li>・防火水槽 : 消防局警防課</li> </ul>	1	委任状(*2) 市長が認める図書	開発事業計画同意申請書 (第17条) (第7号様式)	正1 副1	開発事業計画の概要書 (第7号様式第2面) 位置図 現況図 土地利用計画図 その他基準に応じて必要となる図書 (次頁)	<p>注釈の号ずれ。</p> <p>担当名の変更。</p> <p>注釈の号ずれ。</p> <p>局名及び課名の変更。</p> <p>局名の変更。</p> <p>局名の変更。</p> <p>(部数欄) 開発事業計画同意申請書及び開発事業計画変更同意申請書の閲覧省略による、添付</p>
様式	窓口	部数	添付図書等																																																														
(略)	(略)	(略)	(略)																																																														
開発事業の調整等に関する条例における標識設置届 (第9条) (規則外様式第3号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街化区域における開発事業 (建築局宅地審査部宅地審査課指導担当)</li> <li>・市街化調整区域における開発事業 (建築局宅地審査部調整区域課指導担当)</li> <li>・大規模な共同住宅の建築 (建築局建築指導部情報相談課相談担当)</li> </ul>	3	位置図 現況図 公図の写し 土地利用計画図 その他必要な図書 ※17 ページ参照																																																														
開発事業計画書 (第13条) (第3号様式)		1	委任状(*3)																																																														
再見解書 (第14条) (規則外様式第5号の3)		3	位置図 現況図 公図の写し 土地利用計画図 標識の写真 その他必要な図書 ※29 ページ参照																																																														
開発事業計画書変更届出書 (第15条及び第20条) (規則外様式第5号の4)		1																																																															
開発協議申出書 (第16条) (第6号様式)		3	標識の写真 変更に係る図書 変更箇所新旧対照図																																																														
開発事業計画の同意基準協議申請書 (第18条) (規則外様式第8号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路状空地 : 道路局路政課 (各区土木事務所)</li> <li>・緑化空地及び斜面地開発行為の緑化 : <u>環境創造局みどりアップ推進課</u></li> <li>・雨水流出抑制施設 : <u>道路局</u>河川管理課</li> <li>・遊水池等 : <u>環境創造局</u>管路保全課 (各区土木事務所)</li> <li>・防火水槽 : 消防局警防課</li> </ul>	1	委任状(*3) 市長が認める図書																																																														
開発事業計画同意申請書 (第17条) (第7号様式)		正1 副1 ± 2 (*2)	開発事業計画の概要書 (第7号様式第2面) 位置図 現況図 土地利用計画図 その他基準に応じて必要となる図書 (次頁)																																																														
様式	窓口	部数	添付図書等																																																														
(略)	(略)	(略)	(略)																																																														
開発事業の調整等に関する条例における標識設置届 (第9条) (規則外様式第3号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街化区域における開発事業 (建築局宅地審査部宅地審査課指導担当)</li> <li>・市街化調整区域における開発事業 (建築局宅地審査部調整区域課指導担当)</li> <li>・大規模な共同住宅の建築 (建築局建築指導部情報相談課中高層担当)</li> </ul>	3	位置図 現況図 公図の写し 土地利用計画図 その他必要な図書 ※17 ページ参照																																																														
開発事業計画書 (第13条) (第3号様式)		1	委任状(*2)																																																														
再見解書 (第14条) (規則外様式第5号の3)		3	位置図 現況図 公図の写し 土地利用計画図 標識の写真 その他必要な図書 ※29 ページ参照																																																														
開発事業計画書変更届出書 (第15条及び第20条) (規則外様式第5号の4)		1																																																															
開発協議申出書 (第16条) (第6号様式)		3	標識の写真 変更に係る図書 変更箇所新旧対照図																																																														
開発事業計画の同意基準協議申請書 (第18条) (規則外様式第8号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路状空地 : 道路局路政課 (各区土木事務所)</li> <li>・緑化空地及び斜面地開発行為の緑化 : <u>みどり環境局公園緑地管理課</u></li> <li>・雨水流出抑制施設 : <u>下水道河川局</u>河川管理課</li> <li>・遊水池等 : <u>下水道河川局</u>管路保全課 (各区土木事務所)</li> <li>・防火水槽 : 消防局警防課</li> </ul>	1	委任状(*2) 市長が認める図書																																																														
開発事業計画同意申請書 (第17条) (第7号様式)		正1 副1	開発事業計画の概要書 (第7号様式第2面) 位置図 現況図 土地利用計画図 その他基準に応じて必要となる図書 (次頁)																																																														

頁	現行				改定案				備考
	開発事業計画変更同意申請書 (第20条) (第8号様式)			変更される図書 変更箇所新旧対照図 委任状(*3)	開発事業計画変更同意申請書 (第20条) (第8号様式)			変更される図書 変更箇所新旧対照図 委任状(*2)	書類の部数変更。 (添付図書等欄) 注釈の号ずれ
	開発事業計画の軽微な変更届出書 (第15条及び第20条) (規則外様式第5号の5)		3	変更に係る図書 変更箇所新旧対照図	開発事業計画の軽微な変更届出書 (第15条及び第20条) (規則外様式第5号の5)		3	変更に係る図書 変更箇所新旧対照図	注釈の号ずれ。
	開発事業計画廃止届 (第21条) (規則外様式第14号)		1		開発事業計画廃止届 (第21条) (規則外様式第14号)		1		
	一般承継届出書 (第22条) (規則外様式第14号の2)		1	※95 ページ参照	一般承継届出書 (第22条) (規則外様式第14号の2)		1	※95 ページ参照	
	特定承継承認申請書 (第23条) (第11号様式)		1	権原を証する書類	特定承継承認申請書 (第23条) (第11号様式)		1	権原を証する書類	
	開発事業の調整等に関する条例第6条 に関する協議申請書 (規則外様式第1号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路 : 道路局路政課・維持課・各区土木事務所</li> <li>排水施設等 : 環境創造局管路保全課・各区土木事務所</li> <li>公園等 : 環境創造局みどりアップ推進課</li> <li>消防水利 : 消防局警防課</li> <li>ごみ収集場 : 資源循環局業務課</li> </ul>	正1 副1	開発事業計画の概要書 (第7号様式第2面) 位置図 現況図 土地利用計画図 その他基準に応じて必要となる図書 (次頁)	開発事業の調整等に関する条例第6条 に関する協議申請書 (規則外様式第1号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路 : 道路局路政課・維持課・各区土木事務所</li> <li>排水施設等 : 下水道河川局管路保全課・各区土木事務所</li> <li>公園等 : みどり環境局公園緑地管理課</li> <li>消防水利 : 消防局警防課</li> <li>ごみ収集場 : 資源循環局業務課</li> </ul>	正1 副1	開発事業計画の概要書 (第7号様式第2面) 位置図 現況図 土地利用計画図 その他基準に応じて必要となる図書 (次頁)	局名の変更。  局名及び課名の変更。
	開発事業に関する工事の完了届 (規則外様式第20号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路状空地 : 道路局路政課 (各区土木事務所)</li> <li>歩道状空地・自由利用空地 : 建築局調整区域課指導担当・情報相談課相談担当</li> <li>緑化空地及び斜面地開発行為の緑化 : 環境創造局みどりアップ推進課</li> <li>雨水流出抑制施設 : 道路局河川管理課</li> <li>遊水池等 : 環境創造局管路保全課 (各区土木事務所)</li> <li>防火水槽 : 消防局警防課</li> <li>集会室 : 建築局宅地審査課指導担当・調整区域課指導担当 情報相談課相談担当</li> </ul>	1		開発事業に関する工事の完了届 (規則外様式第20号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路状空地 : 道路局路政課 (各区土木事務所)</li> <li>歩道状空地・自由利用空地 : 建築局調整区域課指導担当・情報相談課中高層担当</li> <li>緑化空地及び斜面地開発行為の緑化 : みどり環境局公園緑地管理課</li> <li>雨水流出抑制施設 : 下水道河川局河川管理課</li> <li>遊水池等 : 下水道河川局管路保全課 (各区土木事務所)</li> <li>防火水槽 : 消防局警防課</li> <li>集会室 : 建築局宅地審査課指導担当・調整区域課指導担当 情報相談課中高層担当</li> </ul>	1		担当名の変更。  局名及び課名の変更。  局名の変更。 局名の変更。  担当名の変更。

頁	現行				改定案				備考
	斜面地開発行為に関する工事 着手届出書（斜面地条例第6条）	・市街化区域における開発事業 （建築局宅地審査部宅地審査課指導担当）	2		斜面地開発行為に関する工事 着手届出書（斜面地条例第6条）	・市街化区域における開発事業 （建築局宅地審査部宅地審査課指導担当）	1		部数の変更
	斜面地開発行為に関する工事の計画適 合確認申請書（斜面地条例第7条）	・市街化調整区域における開発事業 （建築局宅地審査部調整区域課指導担当）	2	委任状（*3）	斜面地開発行為に関する工事の計画適 合確認申請書（斜面地条例第7条）	・市街化調整区域における開発事業 （建築局宅地審査部調整区域課指導担当）	1	委任状（*2）	（部数欄）部数の変更 （添付図書欄）注釈の 号ずれ
	<p>（*1）2部については、図面のみを提出してください。</p> <p>（*2）2部については、<u>開発事業計画の概要、位置図、土地利用計画図を、同意の通知を受ける際に提出してください。</u></p> <p>（*3）委任状は、代理人が申請手続をする場合に添付してください。</p>				<p>（*1）2部については、図面のみを提出してください。</p> <p>（*2）委任状は、代理人が申請手続をする場合に添付してください。</p>				<p>添付書類の部数変更 による削除。 注釈の号ずれ。</p>

23 第2編 逐条解説  
 ~ 第2章 開発事業に係る手続き  
 26 第1節 開発構想の住民への周知、意見の聴取等  
 第11条 住民への説明

(戸別訪問用)

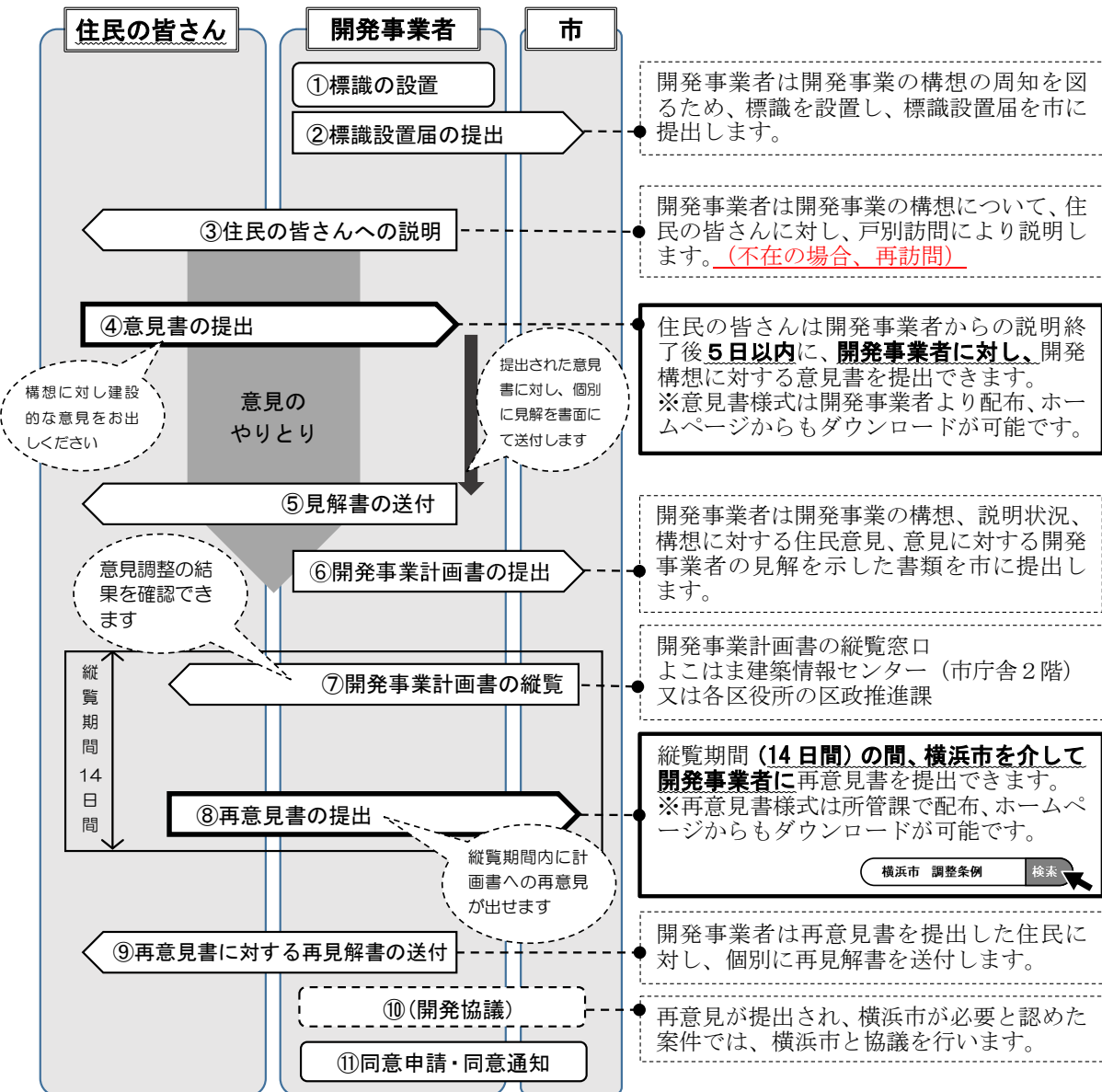
### 開発事業の構想に関する説明を受ける住民の皆さんへ

横浜市内で、開発行為、大規模な共同住宅の建築等の開発事業を行う場合、横浜市開発事業の調整等に関する条例で、次のような手続きを定めています。

- ・ 開発事業を行おうとしている開発事業者による、開発事業の構想の周知、説明
- ・ 開発事業の構想に対する住民の皆さんからの意見聴取に関する手続き
- ・ 地域まちづくり計画及び周辺環境への配慮等に関する開発事業者と横浜市との協議

#### 条例手続きの流れ

開発事業区域の周辺住民の皆さんは、地域におけるまちづくりを担う一員として、意見を出すことにより(下図の④意見書の提出及び⑧再意見書の提出)、開発事業者と開発事業の構想について調整を図ることができます。



23 第2編 逐条解説  
 第2章 開発事業に係る手続き  
 第1節 開発構想の住民への周知、意見の聴取等  
 第11条 住民への説明

(特定大規模開発事業以外の開発事業用)

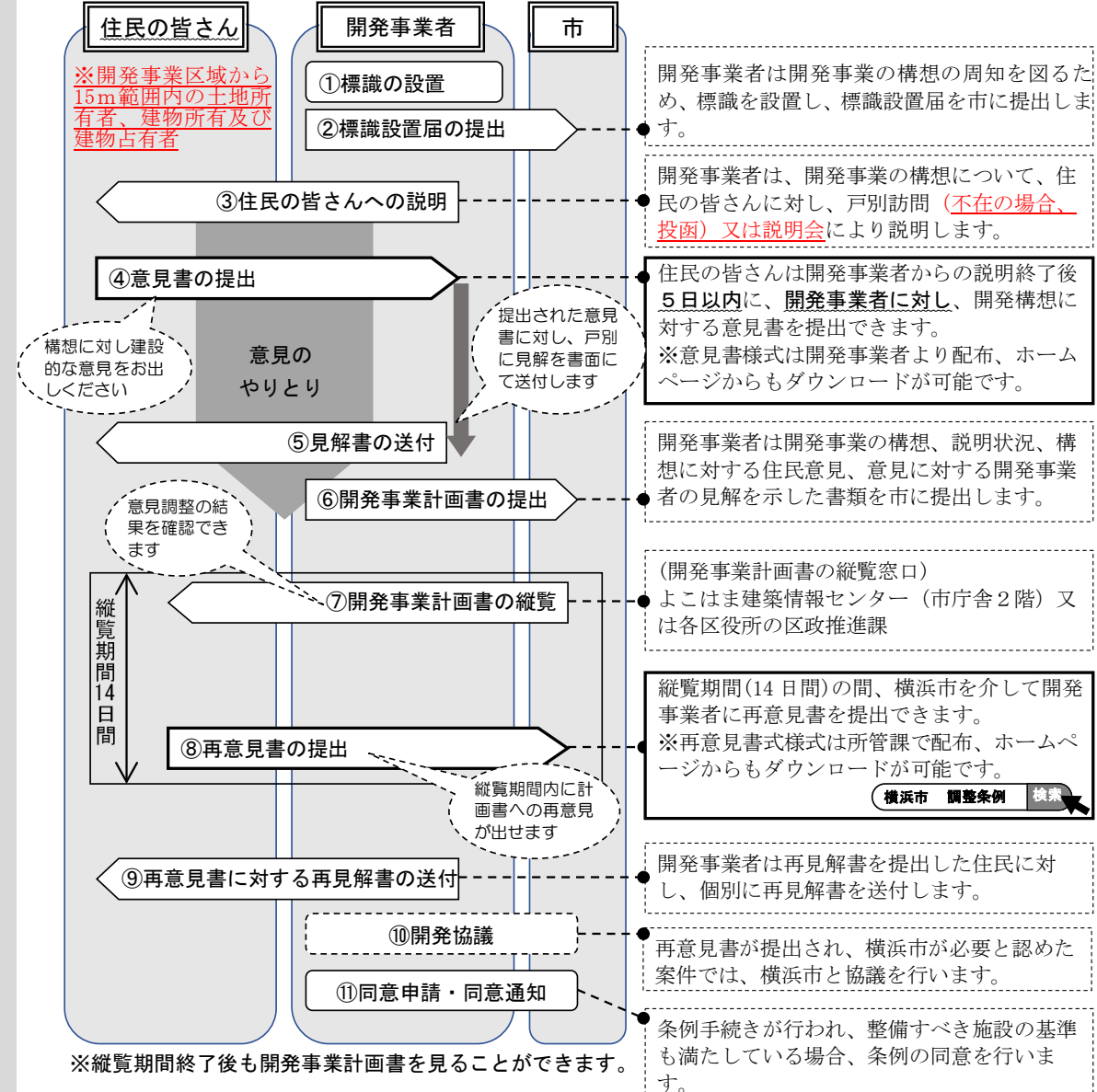
### 開発事業の構想に関する説明を受ける住民の皆さんへ

横浜市内で、開発行為、大規模な共同住宅の建築等の開発事業を行う場合、横浜市開発事業の調整等に関する条例で、次のような手続きを定めています。

- ・ 開発事業を行おうとしている開発事業者による、開発事業の構想の周知、説明
- ・ 開発事業の構想に対する住民の皆さんからの意見聴取に関する手続き
- ・ 地域まちづくり計画及び周辺環境への配慮等に関する開発事業者と横浜市との協議

#### 条例手続きの流れ

開発事業区域の周辺住民の皆さんは、地域におけるまちづくりを担う一員として、意見を出すことにより(下図の④意見書の提出及び⑧再意見書の提出)、開発事業者と開発事業の構想について調整を図ることができます。



「手順の流れの説明(特定大規模開発事業とそれ以外)」と「説明日・意見書提出期限・市問合せ先の案内(戸別訪問と説明会)」を組み合わせ使用する様式に変更。

条例上の説明範囲を追加。

用語の整理。

(特定大規模開発事業用)

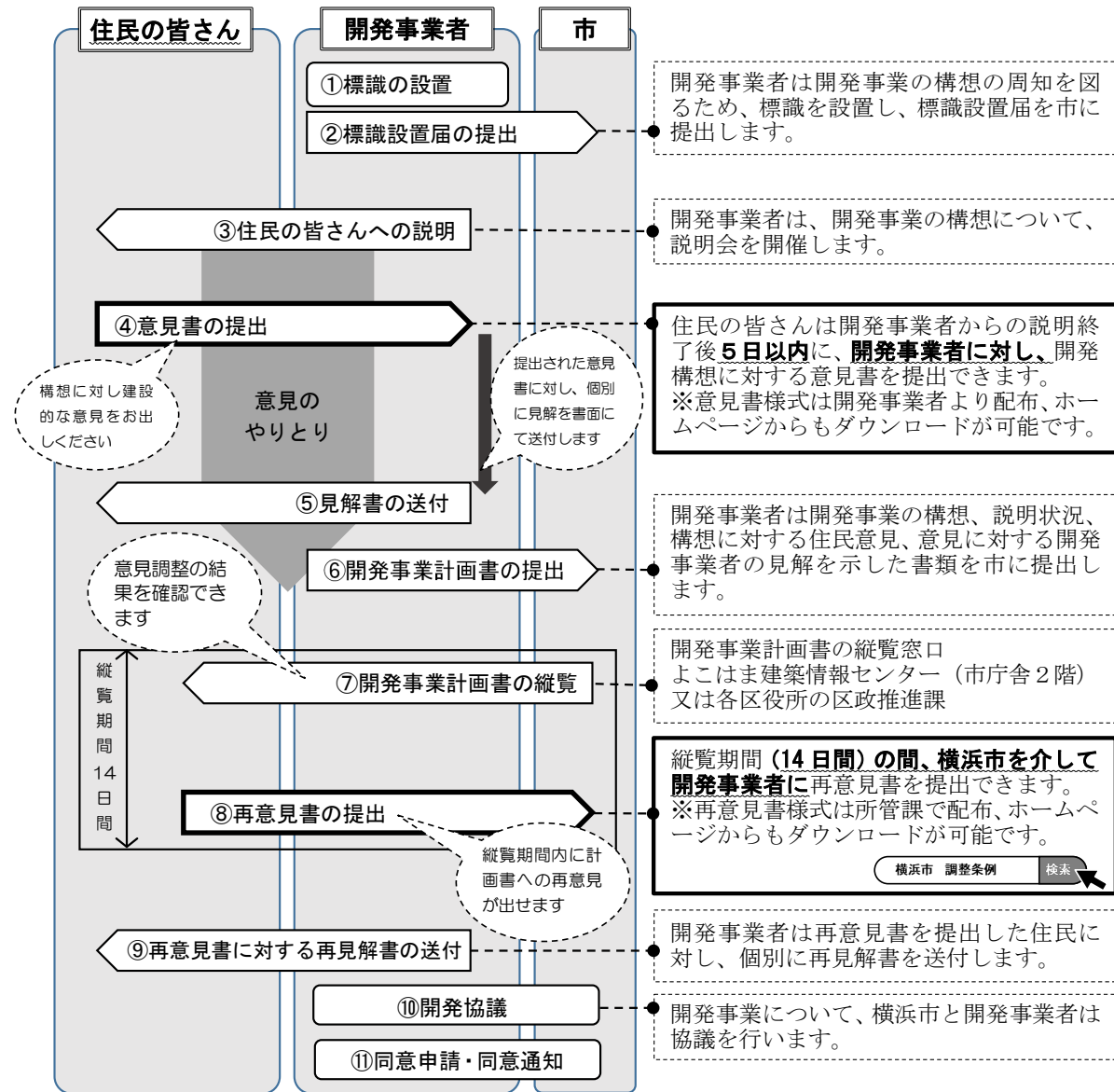
### 開発事業の構想に関する説明を受ける住民の皆さんへ

横浜市内で、開発行為、大規模な共同住宅の建築等の開発事業を行う場合、横浜市開発事業の調整等に関する条例で、次のような手続きを定めています。

- ・ 開発事業を行おうとしている開発事業者による、開発事業の構想の周知、説明
- ・ 開発事業の構想に対する住民の皆さんからの意見聴取に関する手続き
- ・ 地域まちづくり計画及び周辺環境への配慮等に関する開発事業者と横浜市との協議

#### 条例手続きの流れ

開発事業区域の周辺住民の皆さんは、地域におけるまちづくりを担う一員として、意見を出すことにより（下図の④意見書の提出及び⑧再意見書の提出）、開発事業者と開発事業の構想について調整を図ることができます。



(特定大規模開発事業用)

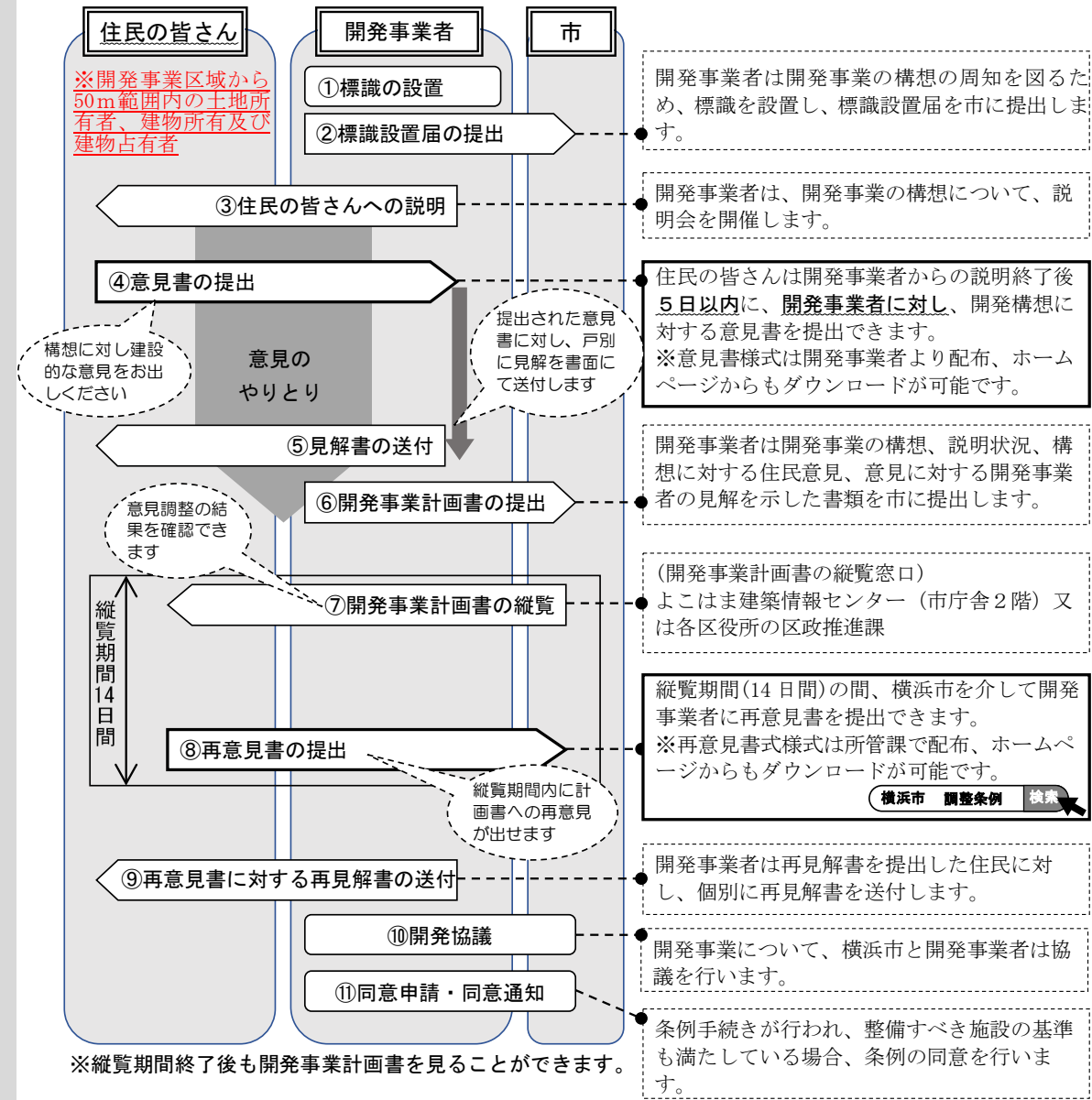
### 開発事業の構想に関する説明を受ける住民の皆さんへ

横浜市内で、開発行為、大規模な共同住宅の建築等の開発事業を行う場合、横浜市開発事業の調整等に関する条例で、次のような手続きを定めています。

- ・ 開発事業を行おうとしている開発事業者による、開発事業の構想の周知、説明
- ・ 開発事業の構想に対する住民の皆さんからの意見聴取に関する手続き
- ・ 地域まちづくり計画及び周辺環境への配慮等に関する開発事業者と横浜市との協議

#### 条例手続きの流れ

開発事業区域の周辺住民の皆さんは、地域におけるまちづくりを担う一員として、意見を出すことにより（下図の④意見書の提出及び⑧再意見書の提出）、開発事業者と開発事業の構想について調整を図ることができます。



条例上の説明範囲を追加。

頁	現行	改定案	備考																																																						
23 ～ 26	<p style="text-align: right;">(戸別訪問用)</p> <h2 style="text-align: center; color: red;">条例上の説明範囲・説明方法について</h2> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">説明範囲 <small>(近接住民の皆さん)</small></td> <td>開発事業区域から 15m 範囲内の土地所有者、建物所有者、建物占有者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">説明方法</td> <td>① 開発を行おうとしている事業者（代理人も可）による戸別訪問 ② 説明会 ※①もしくは②のどちらかによる説明となります。</td> </tr> </table> <h3 style="text-align: center;">戸別訪問日・意見書の提出期限・訪問者について</h3> <p>※計画内容については下記の訪問者(開発事業の構想に関する説明者)に直接お問い合わせください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>戸別訪問日について</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> <td>令和 年 月 日 時頃ご説明に伺いましたが、ご不在でしたので、説明資料一式と意見書の様式を投函致しました。また、日を改めてご説明のため、<u>ご訪問致</u>します。計画に対するご意見がある場合、意見書の様式にご<u>記入</u>ください。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> <td>令和 年 月 日 時頃に <b>2回目</b>のご説明に伺いましたが、ご不在でしたので、日を改めて <u>ご訪問致</u>します。計画に対するご意見がある場合、意見書の様式にご<u>記入</u>ください。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> <td>令和 年 月 日 時頃に <b>3回目</b>のご説明に伺いましたが、ご不在でしたので、既に投函した資料をご確認<u>頂</u>くことで、説明に代えさせて<u>頂</u>きます。計画に対するご意見がある場合、意見書の様式にご<u>記入</u>ください。</td> </tr> </table> <p><b>意見書の提出期限</b> 次の期日までに開発事業の構想に対する意見を記載した意見書を開発事業者に提出することができます。(提出期限は戸別訪問時に直接説明を終えた後、もしくは3回目訪問時も不在だった場合に訪問者側で記入します。)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">             令和 年 月 日 ( ) 消印有効           </div> <p><b>訪問者(開発事業の構想に関する説明者)</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">             (氏名)                 (連絡先)           </div> </div> <h3 style="text-align: center;">横浜市の所管課・お問合せ先について</h3> <p>※手続きについてご不明な点があれば、次のチェック欄が付いている部署までお問い合わせください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>担当課</th> <th>エリア別</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> 建築局 宅地審査課</td> <td>北部(緑・青葉・都筑)</td> <td>045-671-4515</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 〃</td> <td>西部(南・保土ヶ谷・旭・瀬谷・泉)</td> <td>045-671-4516</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 〃</td> <td>南部(港南・磯子・金沢・戸塚・栄)</td> <td>045-671-4517</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 〃</td> <td>東部(鶴見・神奈川・西・中・港北)</td> <td>045-671-4518</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 建築局 調整区域課</td> <td>調整区域全域</td> <td>045-671-4521</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 建築局 情報相談課</td> <td></td> <td>045-671-2350</td> </tr> </tbody> </table>	説明範囲 <small>(近接住民の皆さん)</small>	開発事業区域から 15m 範囲内の土地所有者、建物所有者、建物占有者	説明方法	① 開発を行おうとしている事業者（代理人も可）による戸別訪問 ② 説明会 ※①もしくは②のどちらかによる説明となります。	<input type="checkbox"/>	令和 年 月 日 時頃ご説明に伺いましたが、ご不在でしたので、説明資料一式と意見書の様式を投函致しました。また、日を改めてご説明のため、 <u>ご訪問致</u> します。計画に対するご意見がある場合、意見書の様式にご <u>記入</u> ください。	<input type="checkbox"/>	令和 年 月 日 時頃に <b>2回目</b> のご説明に伺いましたが、ご不在でしたので、日を改めて <u>ご訪問致</u> します。計画に対するご意見がある場合、意見書の様式にご <u>記入</u> ください。	<input type="checkbox"/>	令和 年 月 日 時頃に <b>3回目</b> のご説明に伺いましたが、ご不在でしたので、既に投函した資料をご確認 <u>頂</u> くことで、説明に代えさせて <u>頂</u> きます。計画に対するご意見がある場合、意見書の様式にご <u>記入</u> ください。	担当課	エリア別	電話番号	<input type="checkbox"/> 建築局 宅地審査課	北部(緑・青葉・都筑)	045-671-4515	<input type="checkbox"/> 〃	西部(南・保土ヶ谷・旭・瀬谷・泉)	045-671-4516	<input type="checkbox"/> 〃	南部(港南・磯子・金沢・戸塚・栄)	045-671-4517	<input type="checkbox"/> 〃	東部(鶴見・神奈川・西・中・港北)	045-671-4518	<input type="checkbox"/> 建築局 調整区域課	調整区域全域	045-671-4521	<input type="checkbox"/> 建築局 情報相談課		045-671-2350	<p style="text-align: right;">(戸別訪問用)</p> <h2 style="text-align: center;">戸別訪問日・意見書の提出期限・説明者について</h2> <p>※計画内容については下記の開発事業の構想に関する説明者に直接お問い合わせください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>●戸別訪問日について</b></p> <p>開発事業者名： 開発事業区域に含まれる土地の地名地番： 標識設置日： 年 月 日</p> <p>横浜市開発事業の調整等に関する条例に基づき、標識を設置した上記の開発事業について、</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> <td>本日( 年 月 日)、ご説明いたしました。計画に対するご意見がある場合、意見書の様式にてご提出ください。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> <td>年 月 日 時頃にご説明に伺いましたが、ご不在でしたので、説明資料一式と意見書の様式を投函いたしました。また、日を改めてご説明のため、訪問いたします。計画に対するご意見がある場合、意見書の様式にてご提出ください。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> <td>年 月 日 時頃に <b>2回目</b>のご説明に伺いましたが、ご不在でしたので、日を改めて訪問いたします。計画に対するご意見がある場合、意見書の様式にてご提出ください。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> <td>年 月 日 時頃に <b>3回目</b>のご説明に伺いましたが、ご不在でしたので、既に投函した資料をご確認<u>いただく</u>ことで、説明に代えさせて<u>いただきます</u>。計画に対するご意見がある場合、意見書の様式にてご提出ください。</td> </tr> </table> <p><b>●意見書の提出期限</b> 次の期日までに開発事業の構想に関する意見を記載した意見書を開発事業者に提出することができます。(提出期限は戸別訪問時に直接説明を終えた後、もしくは3回目訪問時も不在だった場合に訪問者側で記入します。)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">             令和 年 月 日 ( ) 消印有効           </div> <p><b>●訪問者(開発事業の構想に関する説明者)</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">             (氏名)                 (連絡先)           </div> </div> <h3 style="text-align: center;">横浜市の所管課・お問合せ先について</h3> <p>※手続きについてご不明な点があれば、次のチェック欄が付いている部署までお問い合わせください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>担当課</th> <th>エリア別</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> 建築局 宅地審査課</td> <td>北部(緑・青葉・都筑)</td> <td>045-671-4515</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 〃</td> <td>西部(南・保土ヶ谷・旭・瀬谷・泉)</td> <td>045-671-4516</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 〃</td> <td>南部(港南・磯子・金沢・戸塚・栄)</td> <td>045-671-4517</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 〃</td> <td>東部(鶴見・神奈川・西・中・港)</td> <td>045-671-4518</td> </tr> </tbody> </table>	<input type="checkbox"/>	本日( 年 月 日)、ご説明いたしました。計画に対するご意見がある場合、意見書の様式にてご提出ください。	<input type="checkbox"/>	年 月 日 時頃にご説明に伺いましたが、ご不在でしたので、説明資料一式と意見書の様式を投函いたしました。また、日を改めてご説明のため、訪問いたします。計画に対するご意見がある場合、意見書の様式にてご提出ください。	<input type="checkbox"/>	年 月 日 時頃に <b>2回目</b> のご説明に伺いましたが、ご不在でしたので、日を改めて訪問いたします。計画に対するご意見がある場合、意見書の様式にてご提出ください。	<input type="checkbox"/>	年 月 日 時頃に <b>3回目</b> のご説明に伺いましたが、ご不在でしたので、既に投函した資料をご確認 <u>いただく</u> ことで、説明に代えさせて <u>いただきます</u> 。計画に対するご意見がある場合、意見書の様式にてご提出ください。	担当課	エリア別	電話番号	<input type="checkbox"/> 建築局 宅地審査課	北部(緑・青葉・都筑)	045-671-4515	<input type="checkbox"/> 〃	西部(南・保土ヶ谷・旭・瀬谷・泉)	045-671-4516	<input type="checkbox"/> 〃	南部(港南・磯子・金沢・戸塚・栄)	045-671-4517	<input type="checkbox"/> 〃	東部(鶴見・神奈川・西・中・港)	045-671-4518	<p>開発事業者名、開発事業区域に含まれる土地の地名地番、標識設置日及び説明実施時の記入欄の追加、その他用語の整理。</p>
説明範囲 <small>(近接住民の皆さん)</small>	開発事業区域から 15m 範囲内の土地所有者、建物所有者、建物占有者																																																								
説明方法	① 開発を行おうとしている事業者（代理人も可）による戸別訪問 ② 説明会 ※①もしくは②のどちらかによる説明となります。																																																								
<input type="checkbox"/>	令和 年 月 日 時頃ご説明に伺いましたが、ご不在でしたので、説明資料一式と意見書の様式を投函致しました。また、日を改めてご説明のため、 <u>ご訪問致</u> します。計画に対するご意見がある場合、意見書の様式にご <u>記入</u> ください。																																																								
<input type="checkbox"/>	令和 年 月 日 時頃に <b>2回目</b> のご説明に伺いましたが、ご不在でしたので、日を改めて <u>ご訪問致</u> します。計画に対するご意見がある場合、意見書の様式にご <u>記入</u> ください。																																																								
<input type="checkbox"/>	令和 年 月 日 時頃に <b>3回目</b> のご説明に伺いましたが、ご不在でしたので、既に投函した資料をご確認 <u>頂</u> くことで、説明に代えさせて <u>頂</u> きます。計画に対するご意見がある場合、意見書の様式にご <u>記入</u> ください。																																																								
担当課	エリア別	電話番号																																																							
<input type="checkbox"/> 建築局 宅地審査課	北部(緑・青葉・都筑)	045-671-4515																																																							
<input type="checkbox"/> 〃	西部(南・保土ヶ谷・旭・瀬谷・泉)	045-671-4516																																																							
<input type="checkbox"/> 〃	南部(港南・磯子・金沢・戸塚・栄)	045-671-4517																																																							
<input type="checkbox"/> 〃	東部(鶴見・神奈川・西・中・港北)	045-671-4518																																																							
<input type="checkbox"/> 建築局 調整区域課	調整区域全域	045-671-4521																																																							
<input type="checkbox"/> 建築局 情報相談課		045-671-2350																																																							
<input type="checkbox"/>	本日( 年 月 日)、ご説明いたしました。計画に対するご意見がある場合、意見書の様式にてご提出ください。																																																								
<input type="checkbox"/>	年 月 日 時頃にご説明に伺いましたが、ご不在でしたので、説明資料一式と意見書の様式を投函いたしました。また、日を改めてご説明のため、訪問いたします。計画に対するご意見がある場合、意見書の様式にてご提出ください。																																																								
<input type="checkbox"/>	年 月 日 時頃に <b>2回目</b> のご説明に伺いましたが、ご不在でしたので、日を改めて訪問いたします。計画に対するご意見がある場合、意見書の様式にてご提出ください。																																																								
<input type="checkbox"/>	年 月 日 時頃に <b>3回目</b> のご説明に伺いましたが、ご不在でしたので、既に投函した資料をご確認 <u>いただく</u> ことで、説明に代えさせて <u>いただきます</u> 。計画に対するご意見がある場合、意見書の様式にてご提出ください。																																																								
担当課	エリア別	電話番号																																																							
<input type="checkbox"/> 建築局 宅地審査課	北部(緑・青葉・都筑)	045-671-4515																																																							
<input type="checkbox"/> 〃	西部(南・保土ヶ谷・旭・瀬谷・泉)	045-671-4516																																																							
<input type="checkbox"/> 〃	南部(港南・磯子・金沢・戸塚・栄)	045-671-4517																																																							
<input type="checkbox"/> 〃	東部(鶴見・神奈川・西・中・港)	045-671-4518																																																							

頁 23 ～ 26	現行	改定案	備考																																																							
	<p style="text-align: right;">(特定大規模開発事業用)</p> <h2 style="text-align: center;">条例上の説明範囲・説明方法について</h2> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">説明範囲 (地域住民の皆さん)</td> <td style="text-align: center;">開発事業区域から50m範囲内の土地所有者、建物所有者、建物占有者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">説明方法</td> <td style="text-align: center;">説明会の開催</td> </tr> </table> <h2 style="text-align: center;">意見書の提出期限・説明者について</h2> <p>※計画内容については下記の開発事業の構想に関する説明者に直接お問い合わせください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>●意見書の提出期限</b> 次の期日までに開発事業の構想に対する意見を記載した意見書を開発事業者に提出することができます。(最終の説明会開催日の翌日から5日間)</p> <p style="text-align: center;">令和      年      月      日 (      ) 消印有効</p> </div> <p><b>●開発事業の構想に関する説明者</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(氏名)</p>    <p>(連絡先)</p> </div>	説明範囲 (地域住民の皆さん)	開発事業区域から50m範囲内の土地所有者、建物所有者、建物占有者	説明方法	説明会の開催	<p style="text-align: right;">(説明会用)</p> <h2 style="text-align: center;">意見書の提出期限・説明者について</h2> <p>※計画内容については下記の開発事業の構想に関する説明者に直接お問い合わせください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>●意見書の提出期限</b> 次の期日までに開発事業の構想に関する意見を記載した意見書を開発事業者に提出することができます。(最終の説明会開催日の翌日から5日間)</p> <p style="text-align: center;">令和      年      月      日 (      ) 消印有効</p> </div> <p><b>●開発事業の構想に関する説明者</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(氏名)</p>    <p>(連絡先)</p> </div>	<p>「手続の流れの説明(特定大規模開発事業とそれ以外)」と「説明日・意見書提出期限・市問合せ先の案内(戸別訪問と説明会)」を組み合わせ使用の様式に変更。</p> <p>用語の整理。</p>																																																			
説明範囲 (地域住民の皆さん)	開発事業区域から50m範囲内の土地所有者、建物所有者、建物占有者																																																									
説明方法	説明会の開催																																																									
	<h2 style="text-align: center;">横浜市の所管課・お問合せ先について</h2> <p>※手続きについてご不明な点があれば、次のチェック欄が付いている部署までお問い合わせください。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">担当課</th> <th style="text-align: center;">エリア別</th> <th style="text-align: center;">電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>建築局 宅地審査課</td> <td>北部(緑・青葉・都筑)</td> <td>045-671-4515</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td style="text-align: center;">"</td> <td>西部(南・保土ヶ谷・旭・瀬谷・泉)</td> <td>045-671-4516</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td style="text-align: center;">"</td> <td>南部(港南・磯子・金沢・戸塚・栄)</td> <td>045-671-4517</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td style="text-align: center;">"</td> <td>東部(鶴見・神奈川・西・中・港北)</td> <td>045-671-4518</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>建築局 調整区域課</td> <td style="text-align: center;">調整区域全域</td> <td>045-671-4521</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>建築局 情報相談課</td> <td style="text-align: center;">市域全域 (開発行為とならない 大規模な共同住宅の建築)</td> <td>045-671-2350</td> </tr> </tbody> </table>		担当課	エリア別	電話番号	<input type="checkbox"/>	建築局 宅地審査課	北部(緑・青葉・都筑)	045-671-4515	<input type="checkbox"/>	"	西部(南・保土ヶ谷・旭・瀬谷・泉)	045-671-4516	<input type="checkbox"/>	"	南部(港南・磯子・金沢・戸塚・栄)	045-671-4517	<input type="checkbox"/>	"	東部(鶴見・神奈川・西・中・港北)	045-671-4518	<input type="checkbox"/>	建築局 調整区域課	調整区域全域	045-671-4521	<input type="checkbox"/>	建築局 情報相談課	市域全域 (開発行為とならない 大規模な共同住宅の建築)	045-671-2350	<h2 style="text-align: center;">横浜市の所管課・お問合せ先について</h2> <p>※手続きについてご不明な点があれば、次のチェック欄が付いている部署までお問い合わせください。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">担当課</th> <th style="text-align: center;">エリア別</th> <th style="text-align: center;">電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>建築局 宅地審査課</td> <td>北部(緑・青葉・都筑)</td> <td>045-671-4515</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td style="text-align: center;">"</td> <td>西部(南・保土ヶ谷・旭・瀬谷・泉)</td> <td>045-671-4516</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td style="text-align: center;">"</td> <td>南部(港南・磯子・金沢・戸塚・栄)</td> <td>045-671-4517</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td style="text-align: center;">"</td> <td>東部(鶴見・神奈川・西・中・港北)</td> <td>045-671-4518</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>建築局 調整区域課</td> <td style="text-align: center;">調整区域全域</td> <td>045-671-4521</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>建築局 情報相談課</td> <td style="text-align: center;">市域全域 (開発行為とならない 大規模な共同住宅の建築)</td> <td>045-671-2350</td> </tr> </tbody> </table>		担当課	エリア別	電話番号	<input type="checkbox"/>	建築局 宅地審査課	北部(緑・青葉・都筑)	045-671-4515	<input type="checkbox"/>	"	西部(南・保土ヶ谷・旭・瀬谷・泉)	045-671-4516	<input type="checkbox"/>	"	南部(港南・磯子・金沢・戸塚・栄)	045-671-4517	<input type="checkbox"/>	"	東部(鶴見・神奈川・西・中・港北)	045-671-4518	<input type="checkbox"/>	建築局 調整区域課	調整区域全域	045-671-4521	<input type="checkbox"/>	建築局 情報相談課	市域全域 (開発行為とならない 大規模な共同住宅の建築)	045-671-2350
	担当課	エリア別	電話番号																																																							
<input type="checkbox"/>	建築局 宅地審査課	北部(緑・青葉・都筑)	045-671-4515																																																							
<input type="checkbox"/>	"	西部(南・保土ヶ谷・旭・瀬谷・泉)	045-671-4516																																																							
<input type="checkbox"/>	"	南部(港南・磯子・金沢・戸塚・栄)	045-671-4517																																																							
<input type="checkbox"/>	"	東部(鶴見・神奈川・西・中・港北)	045-671-4518																																																							
<input type="checkbox"/>	建築局 調整区域課	調整区域全域	045-671-4521																																																							
<input type="checkbox"/>	建築局 情報相談課	市域全域 (開発行為とならない 大規模な共同住宅の建築)	045-671-2350																																																							
	担当課	エリア別	電話番号																																																							
<input type="checkbox"/>	建築局 宅地審査課	北部(緑・青葉・都筑)	045-671-4515																																																							
<input type="checkbox"/>	"	西部(南・保土ヶ谷・旭・瀬谷・泉)	045-671-4516																																																							
<input type="checkbox"/>	"	南部(港南・磯子・金沢・戸塚・栄)	045-671-4517																																																							
<input type="checkbox"/>	"	東部(鶴見・神奈川・西・中・港北)	045-671-4518																																																							
<input type="checkbox"/>	建築局 調整区域課	調整区域全域	045-671-4521																																																							
<input type="checkbox"/>	建築局 情報相談課	市域全域 (開発行為とならない 大規模な共同住宅の建築)	045-671-2350																																																							



頁	現行	改定案	備考
33	<p><b>【条例】</b></p> <p>(開発事業計画書を変更する場合の再手続)</p> <p>第15条 (略)</p> <p><b>【規則】</b></p> <p>(軽微な変更)</p> <p>第11条 (略)</p> <p><b>【解説】</b></p> <p>(略)</p> <p>■ 開発事業の構想の変更の届け出は、変更の内容が第15条第2項ただし書の軽微な変更該当する場合を除き、「開発事業計画書変更届出書」(規則外様式第5号の4)により行ってください。開発事業計画書変更届出書には、変更に係る図書と修正した標識の写真を添付し、3部提出し、そのうち2部は閲覧用としてください。また、開発事業者は、開発事業の構想の変更の届出を行った場合には、第11条の住民への説明の手続を行い、住民に変更の内容を周知するとともに、以降の手続も改めて行わなければなりません。</p> <p>34 なお、開発事業者が代わる場合は、開発事業の構想の変更とは扱えませんが、旧開発事業者による開発事業の廃止(第21条)と新開発事業者による標識設置(第9条第1項)からの手続が必要になります。(同意(第17条)を得た開発事業について、開発事業者に代わって他の者が当該開発事業を行おうとする場合は、同意に基づく地位の承継(第22条)の手続を行うことができます。)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(以下略)</p>	<p><b>【条例】</b></p> <p>(開発事業計画書を変更する場合の再手続)</p> <p>第15条 (略)</p> <p><b>【規則】</b></p> <p>(軽微な変更)</p> <p>第11条 (略)</p> <p><b>【解説】</b></p> <p>(略)</p> <p>■ 開発事業の構想の変更の届け出は、変更の内容が第15条第2項ただし書の軽微な変更該当する場合を除き、「開発事業計画書変更届出書」(規則外様式第5号の4)により行ってください。開発事業計画書変更届出書には、変更に係る図書と修正した標識の写真を添付し、3部提出し、そのうち2部は閲覧用としてください。また、開発事業者は、開発事業の構想の変更の届出を行った場合には、第11条の住民への説明の手続を行い、住民に変更の内容を周知するとともに、以降の手続も改めて行わなければなりません。</p> <p>34 なお、開発事業者が代わる場合は、開発事業の構想の変更とは扱えませんが、旧開発事業者による開発事業の廃止(第21条)と新開発事業者による標識設置(第9条第1項)からの手続が必要になります。(同意(第17条)を得た開発事業について、開発事業者に代わって他の者が当該開発事業を行おうとする場合は、同意に基づく地位の承継(第22条)の手続を行うことができます。)</p> <p>■ <u>横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例による、あっせん又は調停に基づく変更であっても、開発事業を円滑に進めるために、紛争当事者以外の近接住民等に対して変更の内容について任意の説明を行うよう努めてください。</u></p> <p>(以下略)</p>	<p>紛争当事者以外の住民に変更内容が周知されない可能性があるため。</p>
39	<p><b>第3節 開発事業の計画の同意等</b></p> <p><b>【条例】</b></p> <p>(同意の基準等)</p> <p>第18条 (略)</p> <p><b>【規則】</b></p> <p>第14条～第19条 (略)</p> <p><b>【第2項各号の解説及び基準】</b></p> <p>■ 第1号～第3号 (略)</p> <p>■ 第4号(緑化空地)</p> <p><b>【解説】</b> (略)</p> <p><b>【基準】</b> (略)</p> <p><b>【解釈】</b> (略)</p> <p><b>【その他】</b></p> <p>1 (略)</p> <p>49 2 本同意基準協議を行い、緑化等の完了までに建築物の建築が完了した場合は、横浜市建築物緑化認定証交付手続要綱に基づき、建築物緑化認定証<u>を取得してください。</u></p> <p>(以下略)</p>	<p><b>第3節 開発事業の計画の同意等</b></p> <p><b>【条例】</b></p> <p>(同意の基準等)</p> <p>第18条 (略)</p> <p><b>【規則】</b></p> <p>第14条～第19条 (略)</p> <p><b>【第2項各号の解説及び基準】</b></p> <p>■ 第1号～第3号 (略)</p> <p>■ 第4号(緑化空地)</p> <p><b>【解説】</b> (略)</p> <p><b>【基準】</b> (略)</p> <p><b>【解釈】</b> (略)</p> <p><b>【その他】</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2 本同意基準協議を行い、緑化等の完了までに建築物の建築が完了した場合は、横浜市建築物緑化認定証交付手続要綱に基づき、建築物緑化認定証<u>の取得に努めてください。</u></p> <p>(以下略)</p>	<p>現在の運用に則した記載に変更。</p>

頁	現行	改定案	備考
90	<p><b>【条例】</b> (変更の同意) 第20条 (略)</p> <p><b>【規則】</b> (変更の同意の申請) 第20条 (略) 第21条 (略)</p> <p><b>【解説】</b> (略)</p> <p>■ 開発事業者は、変更同意を受けるに当たっては、「開発事業計画変更同意申請書」(規則第8号様式)により申請を行う必要がありますが、この場合、あらかじめ標識を修正し、「開発事業計画書変更案届出書」(規則外様式第5号の4)を提出し、第11条から第14条の2の規定に従い住民説明(道路位置指定を伴う開発行為は除く)、「開発事業計画の変更概要書」(規則外様式第26号)を添付した開発事業計画書の提出等を行わなければなりません。</p> <p>なお、第2項でいう、開発協議とは、第16条に規定する開発協議をいいます。(特定大規模開発事業以外の開発事業では、同意前の手続と同様、第14条第1項に基づく再意見が出されなかった場合、開発協議が不要となります。)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(以下略)</p>	<p><b>【条例】</b> (変更の同意) 第20条 (略)</p> <p><b>【規則】</b> (変更の同意の申請) 第20条 (略) 第21条 (略)</p> <p><b>【解説】</b> (略)</p> <p>■ 開発事業者は、変更同意を受けるに当たっては、「開発事業計画変更同意申請書」(規則第8号様式)により申請を行う必要がありますが、この場合、あらかじめ標識を修正し、「開発事業計画書変更案届出書」(規則外様式第5号の4)を提出し、第11条から第14条の2の規定に従い住民説明(道路位置指定を伴う開発行為は除く)、「開発事業計画の変更概要書」(規則外様式第26号)を添付した開発事業計画書の提出等を行わなければなりません。</p> <p>なお、第2項でいう、開発協議とは、第16条に規定する開発協議をいいます。(特定大規模開発事業以外の開発事業では、同意前の手続と同様、第14条第1項に基づく再意見が出されなかった場合、開発協議が不要となります。)</p> <p>■ <u>横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例による、あっせん又は調停に基づく変更であっても、開発事業を円滑に進めるために、紛争当事者以外の近接住民等に対して変更の内容について任意の説明を行うよう努めてください。</u></p> <p>(以下略)</p>	<p>紛争当事者以外の住民に変更内容が周知されない可能性があるため。</p>

頁	現行	改定案	備考																																																																								
106	<p><b>第4章 雑則</b></p> <p><b>【条例】</b> (開発事業の台帳) 第37条 (略)</p> <p><b>【規則】</b> (閲覧の場所及び日時) 第26条 (略)</p> <p><b>【解説】</b> (略) 開発事業関係書類の閲覧・縦覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>書類名</th> <th>適用</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標識設置届</td> <td>閲覧</td> <td></td> </tr> <tr> <td>開発事業計画書</td> <td>縦覧 ↓ 閲覧</td> <td>・開発事業計画書の縦覧の開始日から閲覧対象とする。 ※縦覧を行っている場所においては、14日間縦覧後、閲覧を行う。 ※道路位置指定を伴う開発事業以外の開発事業は、開発事業計画書の縦覧中に再意見書を提出可能</td> </tr> <tr> <td>意見書・再意見書</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>見解書・再見解書</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>開発事業計画書変更届出書</td> <td>閲覧</td> <td></td> </tr> <tr> <td>協議事項通知書・協議結果通知書</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>開発事業計画の同意通知書・ 開発事業計画変更同意通知書</td> <td>一部閲覧</td> <td>・<u>閲覧対象は土地利用計画図・位置図・開発事業計画の概要のみ</u></td> </tr> <tr> <td><u>開発事業計画の軽微な変更届出書</u></td> <td>閲覧</td> <td></td> </tr> <tr> <td>開発事業計画廃止届</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般承継届出書・特定承継承認通知書</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>開発事業計画台帳 (各段階)</td> <td>閲覧</td> <td>・台帳は、手続状況により随時更新</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下略)</p>	書類名	適用	備考	標識設置届	閲覧		開発事業計画書	縦覧 ↓ 閲覧	・開発事業計画書の縦覧の開始日から閲覧対象とする。 ※縦覧を行っている場所においては、14日間縦覧後、閲覧を行う。 ※道路位置指定を伴う開発事業以外の開発事業は、開発事業計画書の縦覧中に再意見書を提出可能	意見書・再意見書	—		見解書・再見解書	—		開発事業計画書変更届出書	閲覧		協議事項通知書・協議結果通知書	—		開発事業計画の同意通知書・ 開発事業計画変更同意通知書	一部閲覧	・ <u>閲覧対象は土地利用計画図・位置図・開発事業計画の概要のみ</u>	<u>開発事業計画の軽微な変更届出書</u>	閲覧		開発事業計画廃止届	—		一般承継届出書・特定承継承認通知書	—		開発事業計画台帳 (各段階)	閲覧	・台帳は、手続状況により随時更新	<p><b>第4章 雑則</b></p> <p><b>【条例】</b> (開発事業の台帳) 第37条 (略)</p> <p><b>【規則】</b> (閲覧の場所及び日時) 第26条 (略)</p> <p><b>【解説】</b> (略) 開発事業関係書類の閲覧・縦覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>書類名</th> <th>適用</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標識設置届</td> <td>閲覧</td> <td></td> </tr> <tr> <td>開発事業計画書</td> <td>縦覧 ↓ 閲覧</td> <td>・開発事業計画書の縦覧の開始日から閲覧対象とする。 ※縦覧を行っている場所においては、14日間縦覧後、閲覧を行う。 ※道路位置指定を伴う開発事業以外の開発事業は、開発事業計画書の縦覧中に再意見書を提出可能</td> </tr> <tr> <td>意見書・再意見書</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>見解書・再見解書</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>開発事業計画書変更届出書</td> <td>閲覧</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>開発事業計画の軽微な変更届出書</u></td> <td>閲覧</td> <td></td> </tr> <tr> <td>協議事項通知書・協議結果通知書</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>開発事業計画の同意通知書・ 開発事業計画変更同意通知書</td> <td>—</td> <td>※ <u>通知書が交付された場合、開発事業計画台帳に同意年月日が記載される。また、同意した計画の図面は、「開発事業計画書」又は「開発事業計画の軽微な変更届出書」のうち、最新の書類の添付図面と同一。</u></td> </tr> <tr> <td>開発事業計画廃止届</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般承継届出書・特定承継承認通知書</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>開発事業計画台帳 (各段階)</td> <td>閲覧</td> <td>・台帳は、手続状況により随時更新</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下略)</p>	書類名	適用	備考	標識設置届	閲覧		開発事業計画書	縦覧 ↓ 閲覧	・開発事業計画書の縦覧の開始日から閲覧対象とする。 ※縦覧を行っている場所においては、14日間縦覧後、閲覧を行う。 ※道路位置指定を伴う開発事業以外の開発事業は、開発事業計画書の縦覧中に再意見書を提出可能	意見書・再意見書	—		見解書・再見解書	—		開発事業計画書変更届出書	閲覧		<u>開発事業計画の軽微な変更届出書</u>	閲覧		協議事項通知書・協議結果通知書	—		開発事業計画の同意通知書・ 開発事業計画変更同意通知書	—	※ <u>通知書が交付された場合、開発事業計画台帳に同意年月日が記載される。また、同意した計画の図面は、「開発事業計画書」又は「開発事業計画の軽微な変更届出書」のうち、最新の書類の添付図面と同一。</u>	開発事業計画廃止届	—		一般承継届出書・特定承継承認通知書	—		開発事業計画台帳 (各段階)	閲覧	・台帳は、手続状況により随時更新	<p>条文の並びに合わせて記載位置の変更。 他の閲覧図書と内容が重複しているため、閲覧の対象から除外し、注意書を追加。</p>
書類名	適用	備考																																																																									
標識設置届	閲覧																																																																										
開発事業計画書	縦覧 ↓ 閲覧	・開発事業計画書の縦覧の開始日から閲覧対象とする。 ※縦覧を行っている場所においては、14日間縦覧後、閲覧を行う。 ※道路位置指定を伴う開発事業以外の開発事業は、開発事業計画書の縦覧中に再意見書を提出可能																																																																									
意見書・再意見書	—																																																																										
見解書・再見解書	—																																																																										
開発事業計画書変更届出書	閲覧																																																																										
協議事項通知書・協議結果通知書	—																																																																										
開発事業計画の同意通知書・ 開発事業計画変更同意通知書	一部閲覧	・ <u>閲覧対象は土地利用計画図・位置図・開発事業計画の概要のみ</u>																																																																									
<u>開発事業計画の軽微な変更届出書</u>	閲覧																																																																										
開発事業計画廃止届	—																																																																										
一般承継届出書・特定承継承認通知書	—																																																																										
開発事業計画台帳 (各段階)	閲覧	・台帳は、手続状況により随時更新																																																																									
書類名	適用	備考																																																																									
標識設置届	閲覧																																																																										
開発事業計画書	縦覧 ↓ 閲覧	・開発事業計画書の縦覧の開始日から閲覧対象とする。 ※縦覧を行っている場所においては、14日間縦覧後、閲覧を行う。 ※道路位置指定を伴う開発事業以外の開発事業は、開発事業計画書の縦覧中に再意見書を提出可能																																																																									
意見書・再意見書	—																																																																										
見解書・再見解書	—																																																																										
開発事業計画書変更届出書	閲覧																																																																										
<u>開発事業計画の軽微な変更届出書</u>	閲覧																																																																										
協議事項通知書・協議結果通知書	—																																																																										
開発事業計画の同意通知書・ 開発事業計画変更同意通知書	—	※ <u>通知書が交付された場合、開発事業計画台帳に同意年月日が記載される。また、同意した計画の図面は、「開発事業計画書」又は「開発事業計画の軽微な変更届出書」のうち、最新の書類の添付図面と同一。</u>																																																																									
開発事業計画廃止届	—																																																																										
一般承継届出書・特定承継承認通知書	—																																																																										
開発事業計画台帳 (各段階)	閲覧	・台帳は、手続状況により随時更新																																																																									